前橋市農産物加工施設の設置及び管理に関する条例新旧対照表

改　正　案

○前橋市富士見農産物加工施設の設置及び管理に関する条例

（名称及び位置）

第2条　農産物加工施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1)　名称　前橋市富士見農産物加工施設

(2)　位置　前橋市富士見町引田73番地1

別表（第6条関係）

利用の区分	使用料			
	午前	午後	1日	17時以降にわたる場合の1時間当たりの額
	9時～12時	13時～17時	9時～17時	
農産物加工の起業活動支援	1,890円	2,530円	4,420円	620円
農産物加工体験、技術研修等	940円	1,260円	2,200円	310円

備考　利用が17時以降にわたる場合、1時間に満たない時間は、1時間とする。

現　　行

○前橋市農産物加工施設の設置及び管理に関する条例

（名称及び位置）

第2条　農産物加工施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
前橋市粕川農産物加工施設	前橋市粕川町月田1341番地2
前橋市富士見農産物加工施設	前橋市富士見町引田73番地1

別表（第6条関係）

1　前橋市粕川農産物加工施設

利用の区分	室名	使用料			
		午前	午後	1日	17時以降にわたる場合の1時間当たりの額
		9時～12時	13時～17時	9時～17時	
農産物加工の起業活動支援	第1加工室	1,170円	1,560円	2,730円	380円
	第2加工室	620円	830円	1,450円	200円
	第3加工室	390円	530円	920円	120円
	第4加工室	1,260円	1,690円	2,950円	410円
	第5加工室	1,000円	1,340円	2,340円	330円
農産物加工体験、技術研修等	第1加工室	580円	770円	1,350円	180円
	第2加工室	310円	410円	720円	100円
	第3加工室	190円	260円	450円	60円
	第4加工室	620円	840円	1,460円	200円
	第5加工室	490円	660円	1,150円	150円

備考　利用が17時以降にわたる場合、1時間に満たない時間は、1時間とする。

2　前橋市富士見農産物加工施設

利用の区分	使用料			
	午前	午後	1日	17時以降にわたる場合の1時間当たりの額
	9時～12時	13時～17時	9時～17時	
農産物加工の起業活動支援	1,890円	2,530円	4,420円	620円
農産物加工体験、技術研修等	940円	1,260円	2,200円	310円

備考　利用が17時以降にわたる場合、1時間に満たない時間は、1時間とする。